

令和 7 年度版

監査のあらまし

浜松市監査事務局

目次

1	監査体制	2
(1)	監査委員	2
(2)	監査事務局	2
2	監査の目的	3
3	監査結果の公表	3
4	監査の効果	4
5	監査等の種類	5
(1)	法律等の定めにより定期的に行う監査等	5
ア	定期監査	5
イ	決算審査	5
ウ	例月出納検査	5
エ	基金運用審査	5
オ	健全化判断比率等審査	6
カ	内部統制評価報告書審査	6
(2)	監査委員が必要があると認めたときに行う監査	6
ア	行政監査	6
イ	随時監査	6
ウ	財政援助団体等監査	6
(3)	要求や請求に基づいて行う監査	7
(4)	外部監査契約に基づく監査	7
6	令和7年度 年度計画	9
7	令和6年度 実施状況	10
8	各監査等の主な事例	11
(1)	定期監査	11
ア	財務監査	11
イ	学校監査	12
ウ	工事監査	12
(2)	決算審査	13
(3)	例月出納検査	15
(4)	基金運用審査	15
(5)	健全化判断比率等審査	15
(6)	内部統制評価報告書審査	15
(7)	行政監査（特定の事案によるもの）	16
(8)	随時監査	16
(9)	財政援助団体等監査	16
ア	財政援助団体	16
イ	出資団体	17
ウ	公の施設の指定管理者	17
(10)	住民監査請求に基づく監査	18

1 監査体制

(1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づく独任制の機関として、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任し、「市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理」を監査します。

浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議(ごうぎ)※により監査結果に関する報告、意見及び勧告に関して決定し、報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議・・・監査委員全員の協議によりその意見を一致させること。

(令和7年6月17日現在)

区 分	氏 名	任 期	備 考
識 見 委 員	石坂 守啓	令和7年4月 1日 ～ 令和11年3月31日	常 勤
識 見 委 員	佐藤 雅秀	令和6年4月 1日 ～ 令和10年3月31日	非常勤
議会選出委員	太田 康隆	令和7年6月17日 ～ 議員の任期	非常勤
議会選出委員	須藤 京子	令和7年6月17日 ～ 議員の任期	非常勤

(2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

一般の職員のほか、非常勤の庁内公認会計士及び庁内弁護士の任用、工事監査における調査事務の一部の外部委託などにより、監査の充実・強化を図っています。

監査事務局組織図（令和7年4月1日現在 職員数 15名）



2 監査の目的

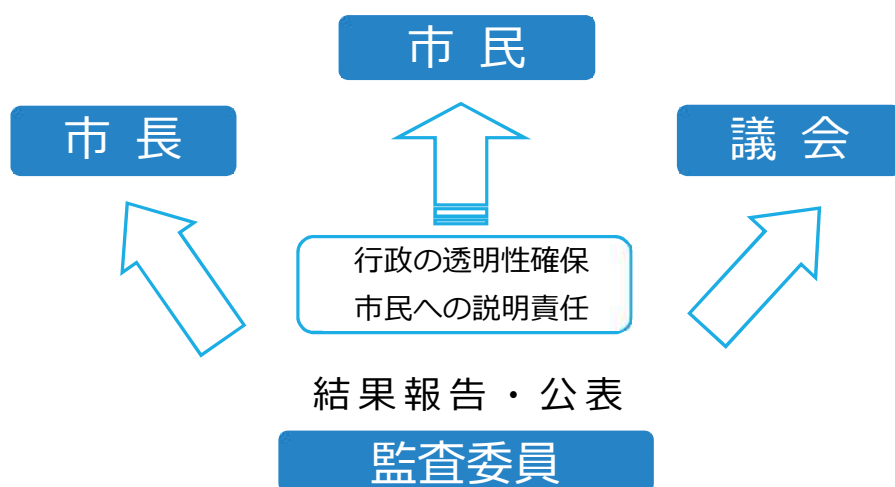
監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記の視点でチェックを行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

監査の視点

- ✓ ルールにしたがっているか（合規性）
- ✓ 事務執行は正確か（正確性）
- ✓ 無駄はないか（経済性）
- ✓ 有効な成果を得ているか（効率性）
- ✓ 目的にかなっているか（有効性）

3 監査結果の公表

監査委員は、監査結果を市長や議会に提出するとともに公表します。



監査の結果、是正・改善を要する事項は以下のように分類されます。

指摘・勧告 (公表)	法令等に違反等しているもので、是正・改善を要するものなど。措置状況を定期的に確認し監査等の参考とする。
指導（非公表）	指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど。 監査対象部局長に早期の是正を促すとともに、全部局に周知する。
意見（公表）	執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する必要があるものなどを監査等の結果に添えて提出する。対応の進捗状況を定期的に確認する。

4 監査の効果

指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として市長や議会に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。

監査の効果

- ✓ 定期的な監査により緊張感が生まれ、業務を適正に行う意識が高まります。
- ✓ 過去の指摘などと類似した事業が精査され、再発の防止になります。
- ✓ 複数の職員チェックやマニュアル作成により、不正や誤りを未然に防ぐ意識が高まります。
- ✓ 他の部署への指摘等を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有され、内部統制の強化が図られます。
- ✓ 監査等の結果の公表により、行政の透明性確保と市民への説明責任の遂行に寄与します。

5 監査等の種類

「浜松市監査基準」に従って行われる監査委員による監査等を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう取り組んでいます。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監 査 区 分	内 容
ア 定期監査 <法第 199 条第 1 項、第 4 項>	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】 市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。全部局を対象に 2 年に 1 度実施。 【学校監査】 市の小・中学校の事務の執行等が、適正かつ効率的に行われているか。全ての市立の小・中学校を対象に 6 年に 1 度実施。 【工事監査】 市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
イ 決算審査 <法第 233 条第 2 項、 公企法第 30 条第 2 項>	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
ウ 例月出納検査 <法第 235 条の 2 第 1 項>	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。
エ 基金運用審査 <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。

監 査 区 分	内 容
オ 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第 3 条第 1 項、 第 22 条第 1 項>	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼に実施します。
カ 内部統制評価報告書 審査 <法第 150 条第 5 項>	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかの判断が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

監 査 区 分	内 容
ア 行政監査 <法第 199 条第 2 項>	市が処理する事務事業等を対象として、定期監査に併せて、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 <法第 199 条第 5 項>	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等監査 <法第 199 条第 7 項>	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 【財政的援助をしている団体、出資している団体】 ・ 目的どおりの事業成果を上げているか。 【公の施設の指定管理者】 ・ 市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。 ・ 市民サービスの向上につながっているか。

これらのほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

(3) 要求や請求に基づいて行う監査 <法第75条ほか>

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 住民監査請求に基づく監査（次ページに詳しい説明があります）
- オ 職員の賠償責任に関する監査

住民監査請求の流れはインターネットでご覧になれます。

浜松市 監査 手引 検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

(4) 外部監査契約に基づく監査 <法第252条の27ほか>

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

種 類	内 容
包括外部監査	法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度1回以上、特定のテーマを決めて行います。 <u>令和6年度テーマ「学校教育に関する事務の執行について」</u>
個別外部監査	市民、議会、市長の請求等によって行います。 令和6年度 請求なし

包括外部監査に関する事務は政策法務課（TEL053-457-2798）が担当しています。

包括外部監査の結果はインターネットでご覧になれます。

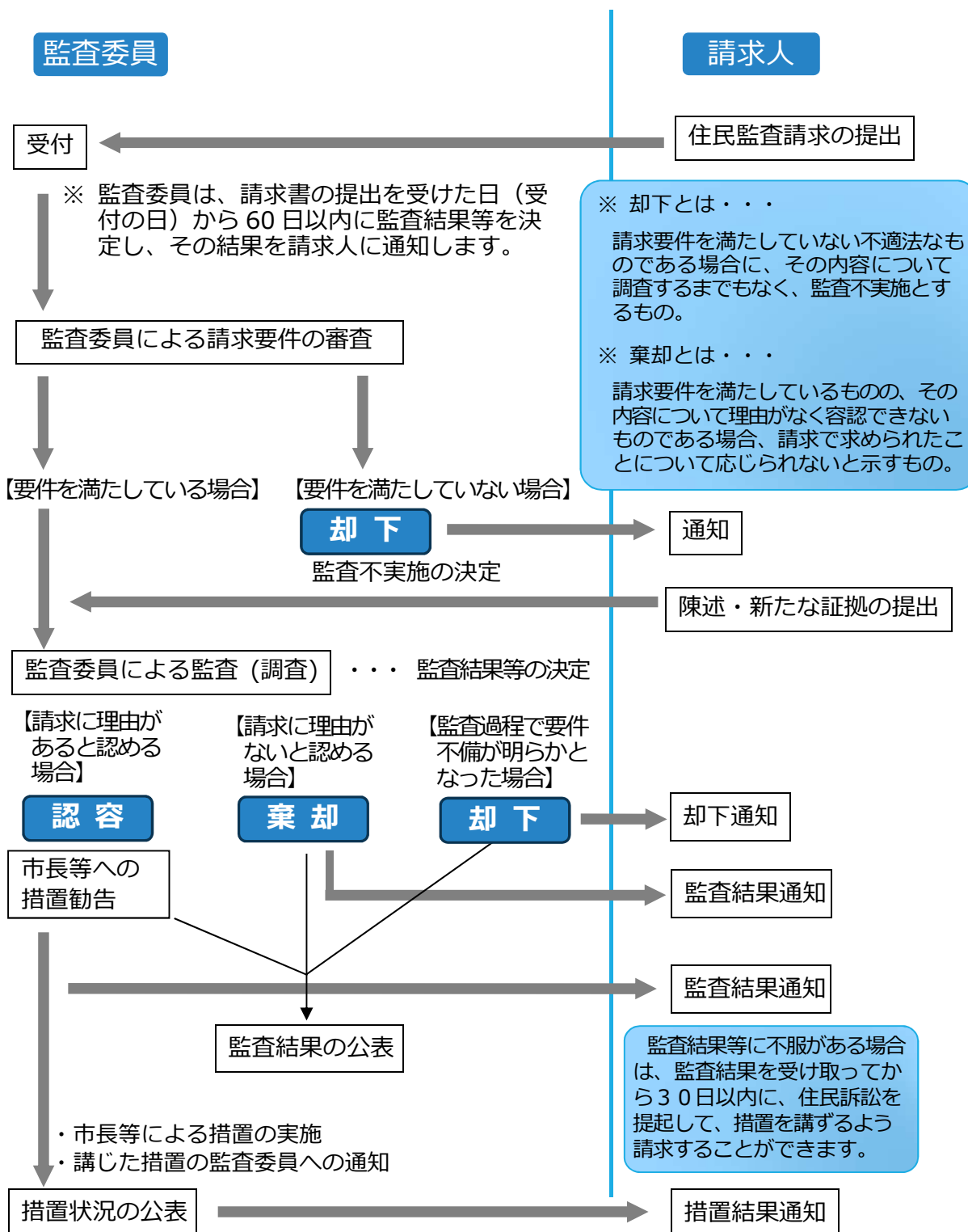
浜松市 包括外部監査 検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

住民監査請求に基づく監査 <法第242条>

住民監査請求は、市民が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、それを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じよう請求することなどができる制度です。

住民監査請求の流れ



6 令和7年度 年度計画

「浜松市監査基準」に基づき、毎年度、監査年度計画を策定し、各種監査等を実施しています。令和7年度のスケジュールは次のとおりです。

監査等の種類		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定期監査	財務監査													
	学校監査													
	工事監査													
決算審査	一般会計・特別会計													
	公営企業会計													
	財産区会計													
例月出納検査														
基金運用審査														
健全化判断比率等審査														
内部統制評価報告書審査														
行政監査														
1 定期監査等に併せて実施するもの														
2 職員による事件、事故など														
財政援助団体等監査														

7 令和6年度 実施状況

市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監 査 区 分		実施状況（指摘件数等）			
		実 施	指 摘	指 導	意 見
定期 監 査 ※	財務監査	81 課	0 件	23 件	1 2 件
	学校監査	24 校	0 件	1 件	0 件
	工事監査	8 工事	0 件	0 件	1 件
決算審査		いずれも正確でおおむね適正に執行していると認められた。			
例月出納検査		いずれも正確に行われていると認められた。			
基金運用審査		いずれも正確で確実かつ効率的に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
内部統制評価報告書審査		評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。			
行政監査(特定の事案によるもの)		実施なし			
随時 監 査	公営企業会計	3 会計	0 件	0 件	0 件
	財務事務等	実施なし			
財政 援 助 団 体 等 監 査	財政援助団体	5 団体	0 件	2 件	1 件
	出資団体	3 団体	0 件	0 件	2 件
	指定管理者	5 団体	1 件	4 件	0 件
住民監査請求に基づく監査		請求 8 件			

※ 行政監査を含む。

8 各監査等の主な事例

令和6年度に実施した監査等のうち、主な事例を紹介します。

監査結果はインターネットでご覧になれます。

浜松市 監査結果

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

(1) 定期監査（行政監査を含む）

ア 財務監査 実施 81 課（指摘 0 件、指導 23 件、意見 12 件）

監査結果

事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

意見 1

「市営住宅について」

令和6年度の市営住宅の入居率は73.12%で、近年は70%台前半が続いており、令和4年度末では政令指定都市の中で最も低い状況です。

市営住宅には、セーフティネットとしての役割から、政策的観点のもと一定の枠を確保している特定目的住宅がありますが、福祉・心身障害者・老人ペア・シルバーの4区分で総計79戸と戸数も少なく、入居率も老人ペア住宅は42%と低くなっています。

特定目的住宅をはじめ市営住宅の供給に際しては、人口推計等により将来のニーズを見込んだうえで、社会経済情勢の変化等にも対応した供給が可能となるよう区分及び供給戸数の不断の見直しを行ってください。

また、市は、浜松市公営住宅等長寿命化計画に基づき、団地内集約等を進め、適正な管理戸数への縮小を図っていますが、全ての入居者の移転が完了しなければ住棟を廃止できないため、令和2年度に486戸だった政策空家は、令和6年度には1,120戸に大きく増加しました。

団地内集約に対する入居者の移転費用は市が負担しているものの、移転には大きな労力や環境の変化などが伴うため、高齢者や障害者など入居者への負担にも配慮が必要となります。一方で、取組の途中とはいえ、30戸の住棟に2戸しか入居者

がない例もあります。こうした取組により入居者の大半が移転した住棟は、遊休資産に準じたものと捉えるべきです。

これらにつき迅速な移転を進めることで、維持管理費用の削減、他の行政目的での使用、民間への売払いによる収入と固定資産税の収入などのメリットの享受が早まることから、より積極的な移転促進策を検討するよう求めました。

意見 2

「令和 6 年度能登半島地震への緊急消防援助隊の派遣について」

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に際し、電気、上下水道等のライフラインに甚大な被害が生じた厳冬、積雪期の被災地に、消防局は発災直後から 21 日間延べ 235 人の隊員を派遣し、捜索・救助等の活動に従事しました。また、この間本市に残留した職員は、効率的な人員配置により市内消防体制の維持に努めました。これらの迅速かつ適切な対応は、日頃の備えや訓練の成果であり、高く評価されます。

この派遣においては、緊急消防援助隊応援計画に基づく資機材携行に加え、現地の状況に応じて暖房器具等を追加配備するなど柔軟な改善を図りました。この一方で、宿営用寝袋の不足、トイレの確保などの衛生上の課題と、携帯情報端末や電源の不足などの通信手段の確保に関する課題も明らかになりました。

消防局は、今回の経験を踏まえ、隊員の安全と健康の確保及び円滑な任務遂行のため、資機材及び装備品の充実・強化に早急に取り組むよう求めました。

また、今回の経験を本市が被災した場合の受援体制の充実にも活かせるよう検討するよう求めました。

イ 学校監査 実施 24 校（指摘 0 件、指導 1 件、意見 0 件）

監査結果

書類調査等により小学校 16 校、中学校 8 校の監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ウ 工事監査 実施 8 工事（指摘 0 件、指導 0 件、意見 1 件）

監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち「浜北文化センター大規模改修工事」等の案件について、おおむね適正に処理されていると認められました。

<工事監査の様子>

浜北文化センター大規模改修工事



国道 257 号歩道 設置工事



意見

「通学路緊急対策 国道 257 号歩道 設置工事（花平工区）について」

本工事の工期について、工事に支障となる電柱の移設が当初の計画から遅れた結果、約 4 か月延長となりましたが、工期の延長は、近隣住民、請負者等へ影響を与えるものです。

本工事は、令和 3 年度に実施した通学路緊急合同点検の結果に基づく国の緊急対策事業であることから、計画に基づき早期に安全な通行空間を確保することが求められます。

今後の同種の工事において、電柱等の工事支障物件の移設は、工事計画や設計など 早期の段階で物件管理者等の関係者と移設時期、移設方法等の十分な調整を行い、計画に基づいた工事の施工に努めるよう求めました。

(2) 決算審査

審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に適合し、かつ、その計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行はおおむね適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、おおむね適正であると認められました。

意見

一般会計・特別会計

今後、西部清掃工場やアクトシティ浜松などの大規模な公共建築物の整備更新、道路・橋りょう等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理、頻発する自然災害への対応に加え、原油価格・物価高騰による経費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営となることが予想されます。

このような状況において、本市総合計画に掲げる都市の将来像の実現に向け、より一層の歳入確保と歳出の重点化によりメリハリの効いた財政運営に取り組むよう求めました。

また、次の項目についても意見を提出しました。

- ・「市税の決算状況と収入率向上に向けた取組の推進について」
- ・「公共施設の使用料について」
- ・「大河ドラマ『どうする家康』を契機とした地域経済の活性化について」

公営企業会計

30 年間上がらなかった物価が動き出すとともに、金利のある世界に移行するなど、取り巻く環境は大きな転機を迎えています。各企業は、策定したプランやビジョン等の計画を着実に実施することを基本としながらも、これまで以上に社会情勢等の変化を的確に捉え、計画を柔軟に見直すなど、更なる改革・改善に取り組み、持続可能な経営基盤の確立に努めるよう求めました。

また、次の項目についても意見をしました。

【病院事業会計】

- ・「浜松市病院経営強化プランの策定と計画初年度の実績について」
- ・「地域における診療体制と医師の確保について」

【水道事業会計】

- ・「水道料金の見直し検討について」
- ・「水道管の耐震化について」

【下水道事業会計】

- ・「西遠運営委託事業における利用料金設定割合の改定について」
- ・「西遠運営委託事業における改築業務について」

(3) 例月出納検査

検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について検査を行った結果、現金の出納事務がいずれも正確に行われていると認められました。

(4) 基金運用審査

審査結果

基金運用状況調書について審査を行った結果、その計数は正確であり、基金の運用は確実かつ効率的に行われていると認められました。

(5) 健全化判断比率等審査

審査結果

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

(6) 内部統制評価報告書審査

審査結果

内部統制評価報告書について、市長による評価が、市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの着眼点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

意見 要旨

(1) 第2ステージにおける内部統制の取組について

内部統制環境の強化を行う第2ステージでは、重要性の評価と業務管理の達成状況により優先的に対応すべきリスクを集約したことでメリハリの利いたリスク管理が可能となりました。

今後においても、各課のリスク評価の質を高めることが可能となるよう、客観的で評価しやすい基準の整備を行うとともに、管理すべき重要なリスクを取りこぼすことがないよう、評価指標の一層の充実を図るよう制度統括課に求めました。

(2) 事務ミス報告について

令和 5 年度、複数の課で発生した自動販売機等電気料算定誤りについては、最初にミスを把握した会計課と、事務ミスの連絡を受けて庁内に照会を行った制度所管課であるアセットマネジメント推進課の対応により、同様な事務ミスを早期に発見することができました。このように単独のミスと思われる事柄が複数の課で発生した場合に制度所管課が事務ミスとして早期に認識する仕組みの重要性が明らかになりました。

事務ミスの発生が制度所管課に即時に伝わるとともに、庁内で情報共有を促進する仕組みを構築するなど、同種・類似の事務ミスの把握及び未然防止・再発防止が図られるよう、積極的に関与するよう努めることを制度統括課に求めました。

(7) 行政監査（特定の事案によるもの）

令和 6 年度は、実施しませんでした。

(8) 随時監査 公営企業 3 事業会計（指摘 0 件、指導 0 件、意見 0 件）

監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計を対象に、財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

(9) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（市が補助金交付などの財政的援助を行っている団体）

実施 5 団体（指摘 0 件、指導 2 件、意見 1 件）

監査結果

財政援助団体事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

意見

「浜名湖花博 20 周年記念事業について」

浜名湖花博 20 周年記念事業について、フラワーパークでは、集客目標である 40 万人を大きく上回る約 50 万人が来場し、県内で約 81.3 億円の経済波及効果をもたらしました。

フラワーパークにおける事業の企画、運営等については、実行委員会の浜松市部会が担当し、指定管理者による通常の事業運営を継続しつつ、花博の事業として浜松市部会が新たにメイン花壇を整備するなど、それぞれの事業を重ねて実施しました。

今回の花博開催に当たり、前回の経験をもとに開催手法の見直し、事業の効率化などの改善を図ろうとした姿勢は評価できます。しかし、今回についても、指定管理を継続しつつ事業を実施した手法の妥当性について検証する必要があると考えます。

指定管理者との基本協定書、年度協定書の改定等を行うことなく通常の指定管理事業を継続したまま花博事業を実施したこと及び余剰金の分配又は赤字の負担とリスク分担の考え方を事前に取り決めておかなかったことの是非について、緑政課は十分な検証を行い、次回以降の事業に活かすよう求めました。

また、新しい手法により事業を実施する際には、制度所管課等との調整を行うとともに、他部局の知見の活用を図るよう求めました。

イ 出資団体（市が資本金等の1/4以上を出資している団体）

実施3団体（指摘0件、指導0件、意見2件）

監査結果

出資団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ウ 公の施設の指定管理者（文化・スポーツ施設などの公共用施設の指定管理者）

実施5団体（指摘1件、指導4件、意見0件）

監査結果

公の施設の指定管理者の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

(10) 住民監査請求に基づく監査

令和6年度は、8件の住民監査請求がありました。

告示日	件名	結果※
令和6年5月29日	新型コロナワクチン接種に伴う報酬及び委託料の支出に関する措置	一部棄却・一部却下
令和6年9月26日	監査結果の通知に伴う郵便費用の支出に関する措置	却下
令和6年9月26日	不動産鑑定に伴う報酬の支出に関する措置	一部棄却・一部却下
令和6年10月31日	監査結果の通知に伴う郵便費用の支出に関する措置	却下
令和6年11月7日	弁天島海浜公園再整備事業の契約締結に関する措置	棄却
令和6年12月13日	不動産鑑定に伴う報酬の支出に関する措置	一部棄却・一部却下
令和7年1月22日	不動産鑑定に伴う報酬の支出に関する措置	棄却

※他に全委員除斥による監査不能1件あり。

住民監査請求結果はインターネットでご覧になれます。

浜松市 住民監査

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/jyumin/jyumin.html>

令和 7 年度版 監査のあらまし

令和 7 年 9 月発行

発行 浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2